

◎佐賀県条例第27号

佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年佐賀県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(登録)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。</p> <p>4 更新の登録の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。</p> <p>5 略</p> <p>(登録の申請)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第10条第3項</u>に規定する器具の明細を記載した書類</p> <p>(3) 略</p> <p>(登録の拒否)</p> <p>第6条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、</p>	<p>(登録)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。<u>この場合においては、前項の規定を準用する。</u></p> <p>4 更新の登録の申請があった場合において、第2項（前項において準用する場合を含む。以下同じ。）の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。</p> <p>5 略</p> <p>(登録の申請)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第10条第4項</u>に規定する器具の明細を記載した書類</p> <p>(3) 略</p> <p>(登録の拒否)</p> <p>第6条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、</p>

改正前	改正後
<p>その登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1)～(15) 略</p> <p>(16) 第10条第1項から第3項までに規定する要件のいずれかを欠く者</p> <p>(営業所の設置等)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 浄化槽保守点検業者は、前3項の規定のいずれかに抵触することとなったときは、2週間以内に、それらの規定に適合させるため必要な措置を執らなければならない。</p> <p>(手数料)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 既納の手数料は、還付しない。</p>	<p>その登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1)～(15) 略</p> <p>(16) 第10条第1項から第4項まで(第3条第1項の登録にあっては、第10条第3項を除く。)に規定する要件のいずれかを欠く者</p> <p>(営業所の設置等)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 浄化槽保守点検業者は、第1項の浄化槽管理士に対し、第3条第2項の有効期間ごとに1回以上知事が定める研修を受けさせなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>5 浄化槽保守点検業者は、第1項、第2項又は前項の規定のいずれかに抵触することとなったときは、2週間以内に、それらの規定に適合させるため必要な措置を執らなければならない。</p> <p>(手数料の徴収)</p> <p>第16条 略</p> <p>(手数料の減免)</p> <p>第16条の2 知事は、災害その他の事由により必要があると認める場合は、手数料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(手数料の還付)</p> <p>第16条の3 既納の手数料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 申請者の責めによらないで既納の手数料に係る事務を行わなかったとき。</p> <p>(2) 災害その他の事由により、知事が特に必要と認めたとき。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第16条の見出しの改正規定及び同条第2項を削る改正規定並びに同条の次に2条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に浄化槽保守点検業者である者が、この条例の施行の日以後最初にこの条例による改正後の佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第3項の規定による更新の登録（以下「最初の更新登録」という。）を受ける場合の当該最初の更新登録については、改正後の条例第6条第16号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に浄化槽保守点検業者である者が、最初の登録更新を受ける日までの間、改正後の条例第10条第3項の規定は適用しない。